

一般社団法人福井県バスケットボール協会 基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人福井県バスケットボール協会（以下「本協会」という）の定款に基づき本協会の組織及び運営に関する基本原則を定める。

第2章 組織

第1節 総則

(趣旨)

第2条 本章の規定は、本協会の組織を構成する機関及びその運営に関する事項について定める。

第2節 会員及び社員

(正会員)

第3条 本協会の理事及び監事をもって個人正会員とする。

2 本協会に加盟したチームのうち、各カテゴリーで選出されたチームを団体正会員とする。なお各カテゴリーから選出されるチーム数は「別表1」の基準による。

(準会員)

第4条 本協会の各委員会・部会に所属する委員・部員、加盟チームのうち本協会の事業に協力するために入会したチーム代表者をもって準会員とする。

(賛助会員)

第5条 本協会の事業を賛助するために入会した個人または団体をもって賛助会員とする。

(特別会員)

第6条 本協会に功労のあった者又は学識経験者等で社員総会において推薦された者を特別会員とする。

(社員)

第7条 第3条の正会員をもって本協会の社員とする。

(会費)

第8条 社員は社員総会において別に定める会費（入会費を含む）を納入するものとする。

(賛助会費)

第9条 賛助会員は社員総会において別に定める会費（入会費を含む）を納入するものとする。

(運営協力費)

第10条 会長、副会長、専務理事、常務理事、監事は別に定める運営協力費を納入するものとする。

2 顧問及び参与は別に定める運営協力費を本協会に納入するものとする。

(入社の基準)

第11条 第3条に該当する者を入社の基準を満たす者とする。

第2節 社員総会

(招集)

第12条

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第3節 役員

(理事の職務)

第13条 会長は、法令及び定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、本協会の常務を掌理する。
- 4 常務理事は、本協会の常務を分担する。

(役員の定年制)

第14条 会長及び副会長は就任時において、その年齢は原則75歳未満でなければならない。なお、会長又は副会長が任期の途中において75歳の満年齢を迎えた場合は、当該会長又は副会長が任期を満了するまで当該会長又は副会長として在任することができる。

- 2 会長及び副会長を除く役員は就任時において、その年齢は原則70歳未満でなければならない。なお、会長及び副会長を除く役員が任期途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することができる。
- 3 前第1項及び第2項の規定にかかわらず、役員の見識及び経験が業務運営上、特に必要である場合はその限りではない。

(顧問及び参与)

第15条 本協会の定款第27条に示す顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長経験者の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 参与は、理事経験者の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4節 理事会

(開催)

第16条 理事会は原則として年4回(3箇月に1回)開催する。ただし会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

- 2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 事務局長は理事会に出席し、求められた場合に限り意見を述べることができる。

(定足数)

第17条 理事会は理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することはできない。

第5節 常務理事会

(構成)

第18条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事をもって構成する。

(開催)

第19条 常務理事会は原則として年6回開催する。ただし会長が必要と認めた場合は随時開催する。

- 2 事務局長は常務理事会に出席し、求められた場合に限り意見を述べることができる。

第6節 専門委員会

(設置)

第20条 理事会の決議を受けて、次の各号の専門委員会及び部会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 競技会委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 強化委員会
- (6) ユース育成委員会
- (7) 指導者養成委員会
- (8) 広報委員会
- (9) TO委員会
- (10) 3×3委員会
- (11) 裁定委員会
- (12) 規律委員会

(組織及び委員)

第21条 各委員会の委員は、それぞれ委員長、副委員長及び数名の委員をもって構成する。

2 各委員会の委員長、副委員長及び委員は、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

(任期)

第22条 各委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(所管事項)

第23条 各委員会の所管事項は「別表2」のとおりとする。

2 各委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

3 2つ以上の委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、又は委員長間で協議の上、理事会に付議するものとする。

(委員長の権限)

第24条 各委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。

- (1) 副委員長及び委員の候補者を理事会に推薦すること
 - (2) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
 - (3) 緊急を要するため、委員会に付議することが困難な事項に関し自らの判断に基づき決定すること
- 2 各委員会の委員長は、前項第3号の決定を行った場合には、次の委員会においてこれを報告しなければならない。

(事務局との連携)

第25条 各委員会は、事業の実施に関して予め本協会の事務局と綿密な連絡を取り、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

(カテゴリー部会の設置)

第26条 本協会は、アンダーカテゴリーの競技環境の整備・充実及び育成環境を構築するため、次のアンダーカテゴリー部会を設置する。

- (1) U18部会
- (2) U15部会
- (3) U12部会

- 2 第23条から第27条の規定はアンダーカテゴリー一部会に準用する。ただし所管事項は「別表3」のとおりとする。

第7節 特別委員会

(設置)

第27条 理事会の決議を受けて、次の各号の特別委員会を置くことができる。

- (1) 表彰委員会
 - (2) 感染対策委員会
- (組織及び委員)

第28条 各委員会の委員は、それぞれ委員長及び数名の委員をもって構成する。

- 2 各委員会の委員長及び委員は、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

(任期)

第29条 各委員会の委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(所管事項)

第30条 各委員会の所管事項は「別表4」のとおりとする。

- 2 各委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

第8節 事務局

(設置等)

第31条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は理事会の承認を得て、会長が任免する。

(所管事項)

第32条 事務局の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 会員名簿の作成及び会員との連絡業務
- (2) 公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）等との連絡業務
- (3) 福井県スポーツ協会及び福井県スポーツ課との連絡業務
- (4) 諸会議の開催
- (5) 収支予算案及び収支決算書の審議・作成に関する事項
- (6) 各事業の財務処理案の検討に関する事項
- (7) 収入支出の検討及び各種経費の検討に関する事項
- (8) その他すべての財務に関する事項

第9節 公告の方法

(公告)

第33条 本協会の公告は電子公告により行う。

- 2 電子公告は本協会のホームページ (<http://fukui.japanbasketball.jp>) において行う。

第3章 加盟及び登録等

第1節 市町バスケットボール協会

(分担金)

第34条 市町バスケットボール協会は別に定める分担金を本協会に納入しなければならない。

第2節 チーム加盟

(種類及び手続)

第35条 加盟チームの加盟種別はJBAの基本規程に定める種別とする。

2 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、JBAの定める会員登録システムを使用し、加盟料の納付を含めたJBAと本協会の加盟手続きを完了しなければならない。

(加盟料)

第36条 加盟チームは、JBA加盟料のほか「別表5」に示す加盟料を本協会に納付しなければならない。

第3節 選手登録

(手続き)

第37条 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、JBAの定める会員登録システムを使用し、選手登録料の納付を含めたJBAと本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。

(登録料)

第38条 加盟チームはJBA登録料のほか「別表6」に示すとおり、該当する種別に定める所属選手数に応じた登録料を本協会に納付しなければならない。

第5章 改正等

(改正)

第39条 本規程の改正は、理事会の決議を経てこれを行う。

(補足)

第40条 本規定に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。また、次の各号に関することについてはJBAの基本規程を準用する。

- (1) 基本規程及び諸規程の順守義務に関すること
- (2) 加盟チーム等の所属団体に関すること
- (3) 選手の義務、禁止事項等のほか登録に関すること
- (4) 競技会に関すること
- (5) 懲罰に関すること
- (6) ドーピングの禁止に関すること

(施行)

第41条 この規程は、令和6年6月3日から施行する。

【別表1】

カテゴリーにおける加盟チーム数	団体正会員として選出されるチーム数
41～50	5
51～60	6
61～70	7
71～80	8

【別表 2】

委員会	所管事項
総務委員会	(1)定款及び各種規程に関する事 (2)事業計画及び事業報告に関する事 (3)チーム加盟、選手登録に関する事 (4)表彰に関する事 (5)共催及び後援の申請・承認に関する事 (6)他の専門委員会の所管に属さない事項に関する事
財務委員会	(1)予算、決算その他の財務に関する事 (2)会費の納入に関する事
競技会委員会	(1)本協会が主催又は主管する競技会の企画、調整に関する事 (2)県内における全ての競技会の監理に関する事 (3)各種大会の準備・運営に関する事 (4)ブロック大会及び県内各競技会の日程調整に関する事
審判委員会	(1)競技規則に関する事 (2)審判員の養成及び技術向上に関する事 (3)公認審判審査会及び審判ライセンスに関する事 (4)審判員等の派遣に関する事 (5)その他の審判に関する事
強化委員会	(1)国民スポーツ大会に関する事 (2)県代表チームの編成、強化及び支援に関する事 (3)その他の選手強化に関する事
ユース育成委員会	(1)各年代の選手の発掘・育成に関する事 (2)J B A 育成事業の県内での実施・推進に関する事 (3)その他の選手育成に関する事
指導者養成委員会	(1)指導者の養成及び資質向上に関する事 (2)コーチライセンスの取得及び資格の認定に関する事 (3)指導者養成講習会の開催に関する事
広報委員会	(1)本協会事業の広報に関する事 (2)各種大会の記録等の収集および保存に関する事 (3)本協会のホームページの管理に関する事 (4)その他の本協会の広報活動に関する事
TO委員会	(1)県内各大会におけるTO指導及び普及に関する事 (2)県内開催Bリーグ試合のTOに関する事 (3)その他のTOに関する事
3×3委員会	(1)3×3選手権大会の準備・運営に関する事 (2)3×3競技の普及に関する事 (3)その他の3×3競技に関する事
裁定委員会	(1)競技及び競技会以外における違反行為の処置に関する事 (2)競技及び競技会以外における規律の周知に関する事
規律委員会	(1)競技及び競技会における違反行為の処置に関する事 (2)競技及び競技会における規律の周知に関する事

【別表 3】

部会	所管事項
U 1 8	(1)県内におけるU 1 8年代の競技会に関する事 (2)高体連との連携に関する事 (3)北信越ブロック及びJ B Aとの連携に関する事 (4)U 1 8年代の指導者・保護者に対するインテグリティの啓発活動に関する事 (5)その他のU 1 8年代の活動に関する事
U 1 5	(1)県内におけるU 1 5年代の競技会に関する事 (2)中体連との連携に関する事 (3)北信越ブロック及びJ B Aとの連携に関する事 (4)U 1 5年代の指導者・保護者に対するインテグリティの啓発活動に関する事 (5)その他のU 1 5年代の活動に関する事
U 1 2	(1)県内におけるU 1 2年代の競技会に関する事 (2)北信越ブロック及びJ B Aとの連携に関する事 (3)U 1 2年代の指導者・保護者に対するインテグリティの啓発活動に関する事 (4)その他のU 1 2年代の活動に関する事

【別表 4】

委員会	所管事項
表彰委員会	(1)J B A表彰の推薦に関する事 (2)福井県スポーツ協会表彰の推薦に関する事 (3)本協会の功労賞、優秀指導者賞、優秀選手賞に関する事 (4)その他の表彰に関する事
感染対策委員会	(1)感染対策マニュアルの作成に関する事 (2)感染対策に関する周知に関する事 (3)競技会における感染対策の実施に関する事 (4)感染対策における福井県担当部署との連携に関する事 (5)その他の感染対策に関する事

【別表 5】【別表 6】

区分	チーム加盟料			競技者登録料		
	日本協会	県協会	計	日本協会	県協会	計
U 1 2	2,000	2,000	4,000	800	800	1,600
U 1 5	5,000	5,000	10,000	1,000	1,000	2,000
U 1 8	8,000	8,000	16,000	1,000	1,000	2,000
一般 (I 種)	20,000	20,000	40,000	2,000	2,000	4,000
一般 (II 種)	0	0	0	0	0	0

※ 9歳未満（当該年度4月1日現在）の競技者登録は無料。

※ 一般（II種）は「地区・市町の範囲で活動するチーム・競技者」が対象。